

# 福岡県公報

平成二十六年五月二十日  
第三千五百九十五号  
増刊 ①

## 目次

### 再掲

○公益的法人等への福岡県職員への派遣等に関する規則の一部を改正する規則  
(人事委員会事務局給与公平課) ……………

○福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者の指定に関する規則の一部を改正する規則  
(健康増進課) ……………

### 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年五月八日

福岡県人事委員会委員長 養田孝行

### 福岡県人事委員会規則第十三号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人救急振興財団  
一般財団法人自治体国際化協会」に、「一般財団法

人地域活性化センター」を「一般財団法人地域活性化センター」に、「公益財団法人福

岡県国際交流センター」を「公益財団法人福岡県国際交流センター」に改め、

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団」

「財団法人自治体衛星通信機構

財団法人自治体国際化協会

財団法人地域総合整備財団

財団法人地域創造

財団法人地方自治情報センター

財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

財団法人福岡県産炭地域振興センター」

法人の項中「独立行政法人科学技術振興機構」を削る。

別表第二中「株式会社久留米ビジネスプラザ」及び「株式会社福岡ソフトウェアセン  
ター」を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への福岡県職員の派遣等に  
関する規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者の指定に関する規則の一部を改正  
する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年五月十五日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第三十七号

福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者の指定に関する規則の  
一部を改正する規則

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
[作成] 〒 812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目 2 番 15 号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者の指定に関する規則（平成十六年福岡県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

別記様式中「4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「4 一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。